

## 補足説明書の要点

- ☛ 震度 6 弱以上で関係者は小学校正門に参集
- ☛ 正門、東門、体育館、防災倉庫を開錠
- ☛ 防災倉庫等から開設に必要な物品を取り出す
- ☛ 体育館等の避難施設の安全を確認(開設の判断)
- ☛ 体育館内の避難スペースを自治会ごとに設定
- ☛ 校庭で待機している避難者を体育館等に誘導
- ☛ 体育館のステージに避難施設本部を設置
- ☛ 避難施設開設を南市民センターに報告(指定職員)
- ☛ 避難施設運営会議、活動班など運営体制を整備

感染症等防止対策は「町田市避難施設感染防止対策マニュアル 2020.8」を活用する。

感染症と大地震はともに数十年単位で発生するものであり、これが同時に発生することは非常に少ない確率です。新型コロナも数年で収束するので、感染症対策については上記マニュアルを活用することとし、この補足説明書では、避難者受付の項目のところでその概要を記載するに留めました。

